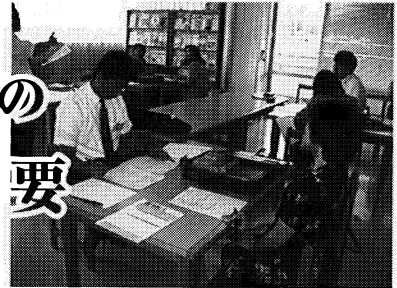




養護教育センターの 事業概要



(1) 形態で行います。
センターにおける相談は以下の三

＜教育相談の主な内容＞

区分	内 容
養護教育 に関する こと	○障害の種類、程度など障害の理解に関すること ○家庭での養育に関すること ○早期教育等に関すること ○学校、幼稚園、保育所等の生活に関すること ○福祉、医療等に関すること
就学に関 すること	○障害の種類、程度及びその実態に応じた教育に関すること ○適正就学へ向けての支援、情報の提供 ●学校における教育活動や内容 ●学校や教育委員会との連携 ●就学までの手続き
観察・ 検査	○視覚、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達、認知の力、 運動能力等の観察及び検査

センター所管の相談は以下の三

一 教育相談事業
1 教育相談
障害のある乳幼児、児童生徒及び保護者を含めた関係者と相談を行います。子供の思いや願いを大切にしながら家庭や学校での養育・教育についての在り方などを一緒に考えていきます。

電話等で相談の申し込みをしていただき、来所相談を基本としますが、電話による相談も行います。ケースによっては、福島県心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員との連携を図りながら相談を進めます。
(2) 地域相談室における相談
聾学校の三つの分校に、身近な相談の「場」としての地域相談室を設置しています。電話等で申し込みをしていただきます。

○福島分校 ○会津分校 ○平分校
(3) 巡回就学相談
主として乳幼児、その保護者、保母などの関係者を対象に、次の要領で行います。

- 対象児 小学二年生まで
- 相談員 養護教育担当教員 医師等
- 実施場所 福島市、会津若松市 原町市、いわき市
- 実施時期 八月中
- 申し込み先 各市町村教育委員会

詳しくは四月中旬に「巡回就学相談のお知らせ」を言・聾・養護

学校、小学校、幼稚園、保育所、保健所等に配付予定ですので、ご覧ください。

2 早期教育相談地域連絡会議
早い時期から地域に根ざした教育相談を進めることができるよう教育、福祉、医療等の機関との連携を図ることを目的として開催します。

二 啓発・連携事業

養護教育についての理解を深めるとともにその充実を目指して、次のような事業を行います。

1 「所報・養護教育」の発行

センターの事業内容、養護教育に関する提言、教育界の動向や課題、養護教育諸学校や小・中学校の特殊学級、通級指導教室の実践研究等を紹介します。

2 障害児ハンドブック

関係者が共に考え合える、障害のある子供の理解や援助の在り方などの資料を発行します。

3 ミニコミ誌「ふれあいネット」

広く、障害のある子供にかかわる方々に、養護教育の動向やセンターの事業内容などの情報を提供します。

4 養護教育に関する資料収集

関係図書や資料の収集に努め、